

新型コロナウイルス感染症拡大の中で実践した保育とその課題 — 保育所における1年間の実践を通して —

大岡 徹 洋 木 許 隆
安城市立高棚保育園 岐阜聖徳学園大学短期大学部

Childcare and Problems During the COVID-19 Pandemic: One Year in a Nursery School

Tetsuhiro OOKA, Takashi KIMOTO

キーワード：保育 子ども 保育士 感染症対策

I. はじめに

2020年、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）によるパンデミックが起きた。日本でもコロナの拡大を抑制するために、緊急事態宣言を発令するなど、様々な社会活動を制限し、その対応を行った。文部科学省は、学校教育現場において休校措置をとり、一旦、学校の機能を停止した。しかし、厚生労働省は、各自治体へその意向を示し、保育所等を開所し続けた。

これまでの感染症に関する記録を調査すると、感染症のパンデミックは、世界の歴史を変えるような影響を与えている^{1) 2) 3)}。14世紀に再興感染症と言われたペスト⁴⁾や、1918年に流行したスペイン風邪から始まる新型インフルエンザなど^{5) 6)}は、それにあたるものである。また、1980年、WHOが天然痘の世界根絶宣言を出しているが、これは、人類が根絶した唯一の感染症とされている⁷⁾。

筆者が所属する保育所（以下、「保育所」という。）では、コロナに対するワクチンや治療薬が無い中、保育を行うこと以上に、その感染予防を求められた。様々なメディアから「三密を避ける」という言葉を耳にするが、保育の中で「三密」つまり、「密集・密接・密閉」を全て回避することは困難である。これまで同様の保育を行うならば、まず、「密集」や「密接」を回避することはできない。そこで、保護者や子どもに登園自粛を依頼することとした。そして、保育士は、目の前にいる子どもへの感染リスク、対応への不安を抱えたまま保育を行うこととなった。その結果、心身ともに疲弊していくこととなったことはいうまでもない。しかし、これをきっかけに、様々な場面において「With コロナ」の新しい生活様式⁸⁾が求められ、保育の実践や活動のあり方を見直す機会となったことは事実である。さらに、保育所の中で幾度にもわたる議論を行い、試行錯誤の中で「新しい保育」⁸⁾を目指すことができた。

本稿では、コロナ拡大の中で展開した「新しい保育」を報告し、保育所における勤務経験や、保育者養成校における勤務経験からその課題を考察したいと考える。

II. 研究目的

2020年、コロナ拡大の中で展開した保育、そこへ至るまでの過程や感染予防についてまとめる。そして、これまでの保育との違いや課題を明確にするとともに、子どもへの影響などを考察することを目的としている。

III. 研究方法

保育所において0歳児から5歳児まで245名を対象とした保育の実践をまとめる。また、保育士の記録などからふりかえり、今後の課題を見出す。さらに、「新しい保育」の課題を明確にする。

尚、保育所の0歳から3歳未満の低年齢児（以下、「低年齢児」という。）は、0歳児1クラス（12名）、1歳児2クラス（35名）、2歳児2クラス（41名）、計5クラスに分かれている。3歳から就学前の幼児（以下、「幼児」という。）は、3歳児3クラス（51名）、4歳児2クラス（53名）、5歳児2クラス（53名）、

計7クラスに分かれている。

IV. 研究内容

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

保育士あるいは子どもがコロナに罹患した場合、市保育課と連携、協議し、臨時休園することになっている。当初は、10日間の臨時休園としたが、現在は、コロナの性質や感染状況を鑑み、保育所内の消毒作業を行う3日間を臨時休園としている。そして、それらがコロナの濃厚接触者となった場合、所轄保健所の判断により、保育所が2週間程度の自宅待機を指示している。また、それらの同居している家族に発熱や風邪症状が認められた場合、出勤自粛あるいは登園自粛を指示している。さらに、子どもの両親が医療従事者である場合、保育所が臨時休園となった際の受入先を確保している。

2. 人的な環境

保育士は、常にマスクを着用し子どもと関わっている。

低年齢児は、呼吸器系が十分に発達していないためマスクを着用していない。幼児は、保護者の判断によりマスクを着用する子どもとマスクを着用しない子どもに分かれている。

保護者は、保育所内に入出入りする際、マスクを着用している。

3. 保育の環境

保育室など人が滞在する場所は、コロナ滞留の防止及び密閉を回避するため、常時、換気するよう徹底している。その方法は、①部屋の対角線となる窓を開放し、空気の循環を促す、②夏季は冷房を、冬季は暖房を使用しながら、15分ごとに窓を開放し換気する、の2点である。

低年齢児が活動する環境は、次亜塩素酸ナトリウム液を布に含ませ、保育士が拭いて消毒することを基本とし、アルコール消毒液を噴霧して消毒する部分もある。これは、毎日実施し、保育室の床や壁、手すりなど子どもが手の届く範囲、あるいは口に入れてしまう可能性のある小型の玩具などを対象としている。幼児が活動する環境も同様に消毒を行うが、大型の玩具は、週に1度、担任保育士と他の保育士が連携して消毒している。

4. 子どもへの衛生指導

これまで、手あらいやうがい、インフルエンザウイルス感染症などの予防として指導してきたが、コロナ予防の有効な手段として徹底している。そして、子どもの習慣となるよう促している。

また、子どもが楽しみながらコロナ予防を認識し、身体を動かす機会をもてるように、同市立保育所に勤務する保育士が作成した「君も☆できるよ☆げんき体操」を動画配信している。そして、保育所内でも活用している。

5. 保育所における活動

(1) 1日の活動

これまで、幼児の給食やおやつなど食事をともなう活動は、一つの机に子どもが4名で向かい合い座って行っていた。しかし、コロナ感染予防の対策として、一つの机に2名の子どもが横並びに座り活動している。また、子どもの人数が多いクラスでは、飛沫防止のために透明パーティションを設置し黙食を促している。当初、3歳児に黙食は難しかったが、くりかえす中で徐々に慣れている。

保育士は、食事をともなう活動において、マスクを外すことが考えられるため、子どもの輪の中で食事をしないようにしている。そして、短時間で食事を済ませるように努めている。また、子どもと保育士の食事の時間をずらしたり、職員室において食事をしたりしている。

(2) 特別な活動

保育所では、1年間をとおして特別な活動が予定されている。そして、子どもや保護者が集うこと、地域の人々と交流することなどから、「三密」になることが予想される。そのため、活動の運営やコロナ感染予防の対策を協議し、開催の可否を決定している。また、活動のねらいや到達目標を再考する機会となっている。

① 保育参観・保育参加

保育所では、保育参観・保育参加を行っている。これまで、低年齢児は、6月中旬と1月中旬、幼児は、5月下旬と1月下旬に活動を行っていたが、5月と6月に予定していた活動は、コロナ感染のリスクを鑑み中止した。しかし、保護者に子どもの様子を理解してほしいという保育士の強い思いから、この活動に代わるものはないかと模索した。

そこで、1月には、低年齢児クラスの活動に代え、映像の上映会を実施した。映像は、保育所における午前中のあそびや活動、給食の様子などを主任保育士が撮影し、15分程度にまとめたものである。上映会は、通常保育後の16時00分から17時00分、または、土曜日の午前中に遊戯室で行った。そして、1回の参加者は、各家庭2名以内で上限8家庭とし、マスクの着用と体調管理票の提出を義務付けた。

幼児クラスは、1月に年齢別で30分程度の活動を行った。そして、その内容は、外あそびに限定した。保護者と子どもの「三密」を防ぐため、実施日を5日確保し、参加希望日を事前予約するようにした。また、参加者は、マスクの着用と体調管理票の提出を義務付けた。

② 遠足

保育所では、5月、10月、3月に遠足を行っている。5月に予定していた活動は、緊急事態宣言の発令期間により中止した。10月の活動は、その内容を変更せず行った。低年齢児は、通常保育と保育所内で弁当を食べる活動を行った。幼児は、バスの搭乗定員を50%に設定し、目的地までクラスごとに移動した。そして、現地で弁当を食べる活動を行った。3月の活動は、その内容を変更し、年齢別で近くの公園まで散歩し、保育所内で弁当を食べる活動を行った。

③ 祖父母交流

保育所では、6月と1月に、5歳児クラスの祖父母を招き、祖父母交流を行っている。子どもは、祖父母と伝承あそびなどを楽しむことを予定していたが、コロナ感染のリスクを鑑み中止した。

④ 外部講師を招いた健康指導

保育所では、保健師を招いて6月に歯磨き指導、10月に食育指導を行っているが、コロナ感染のリスクを鑑み中止した。しかし、保育士による歯磨き指導や、食べ物の身体への影響や働きを子どもに伝える機会を設けている。

⑤ 地域交流

保育所では、地域交流を盛んに行っている。そして、7月、10月、12月に5歳児が地域の老人ホームに訪問し交流している。また、2月には4歳児と5歳児が地域の老人ホームに訪問し交流している。この活動は、コロナ感染のリスクを鑑み中止したが、手紙のやり取りのみ行った。

⑥ プールあそび

保育所では、7月上旬から8月中旬にかけプールあそびを行っているが、コロナ感染のリスクを鑑み中止した。しかし、水の心地よさや感触、不思議さを感じてほしいという保育士の思いから、室内でも水の感触を楽しめるウォーターマットあそびや氷あそびなどを行った。

この活動には、元来、危機管理における課題があるが、検討することはできていない。

⑦ 運動会

保育所では、2019年の新園舎移転にともない定員が増加した。このことから、低年齢児と幼児の運動会を別日程で行っている。幼児は、10月上旬に園庭で行い、低年齢児は、10月下旬に遊戯室で行っている。

2020年の低年齢児による活動は、これまでどおり年齢別で30分程度の活動となった。応援は拍手のみとし、子どもと行動する保護者と観覧席にいる保護者を分け、「三密」とならないよう工夫した。幼児による活動は、年齢別に時間帯を分けて活動した。応援は拍手のみとし、保護者に観覧席が「三密」とならないよう依頼した。ともにコロナ感染予防の対策は、保育参加などに準じている。

⑧ 生活発表会

保育所では、12月上旬に遊戯室で幼児のみ生活発表会を行ない、3歳児、4歳児、5歳児の順で発表している。

2020年の活動は、合唱と表現あそびの台詞以外で声を出すことを控えるよう子どもに促し、合奏の鍵盤ハーモニカは使用しなかった。また、コロナ感染予防の対策は、保育参加などに準じ、クラスごとに観覧者の入替えを行った。さらに、保護者の園内における待機時間、開演時間を細かく指示し、その滞在時間を短くするように工夫した。

⑨ サンタクロース訪問

保育所では、12月中旬にサンタクロースが来園し、子ども一人ひとりにプレゼントが渡される活動を行なっている。

2020年の活動は、コロナ感染のリスクを鑑み、手紙とプレゼントが送られてきた。

⑩ 卒園式

保育所では、3月に卒園式を行っている。これまで、5歳児全員が遊戯室で保護者を招き卒園式を行っていた。しかし、2021年3月の卒園式は、クラス別で開催した。また、コロナ感染予防の対策は、保育参加などに準じている。

6. 地域への貢献

保育所が行う子育て支援の一環として、地域の未就園児とその保護者を対象に、年間5回程度、園庭や遊戯室を開放している。そして、親子で遊ぶ機会や在園児と遊ぶ機会を設けているが、コロナ感染のリスクを鑑み中止した。

7. 職員の研修

保育士の研修は、コロナ感染のリスクを鑑み中止した。しかし、一部、遠隔会議システムなどを使用した研修を行ったり、参加人数を制限した研修が行われるようになったりしている。

V. 研究結果と考察

新型コロナウイルス感染症の対策は、市保育課、所轄保健所と連携、協議し、様々な対応を行った。特に、子どもの両親が医療従事者で、臨時休園となった際の受入先の確保は慎重になった。また、登園自粛の依頼に対し、問題なく応じることができる家庭や、保護者の就労上、登園せざるを得ない家庭など様々であった。さらに、4月の入園時期に登園自粛を依頼したため、一時、登園児数が在籍園児数の4割にまで減少した。保育士は、この状況の中で、子どもの多くに登園し、通常に近い形の保育を目指す必要があるのではないかと考える。

人的な環境では、保育士や保護者、数名の子どもがマスクを着用していた。そこで、保育士の目の表情を豊かにしたり、明確な言葉がけを試みたりする必要があるのではないかと考える。特に、1歳から2歳にかけて、言葉を獲得していく年齢の子どもには、この試みが重要であると考えられる。

保育の環境では、換気や消毒を徹底した。コロナ以前より、低年齢児が活動する環境の消毒作業には力を注いでいたが、保育士もコロナに対して敏感になっていることから、市のガイドラインなどと照合し、その進め方を再考しなければならないと考える。

子どもへの衛生指導では、子どもの手あらいやうがいに対する習慣化が認められた。そして、冬季に蔓延する可能性のあるインフルエンザウイルス感染症は、回避することができた。また、子どもは、動画配信された「君も☆できるよ☆げんき体操」を見たり実践したりする中で、ソーシャルディスタンスについても理解することができるようになった。これらを習慣化することは、子どもがこれから生活する上で重要であることから、この取組みを継続的に行うことが望ましいと考える。

保育所における活動では、食事をともなう活動があるため、パーティションを設置し、黙食を推奨した。子どもが食事に対する楽しさを失わないかは懸念される場所であるが、食事時間の短縮及びその環境についても考えなければならない。

特別な活動では、まず、外部と交流したり、外部へ出向いたりする活動は中止した。しかし、外部からの配慮により、子どもへ手紙が届いたり、プレゼントが届いたりしたことには、感謝しなければならない。保育所で行われる特別な活動は、「三密」となることを回避するために、保護者の参加者数を制限し、一回の滞在時間を短縮するよう努めた。また、マスクの着用や体調管理票の提出を義務づけた。さらに、

運営者となる保育士による事前協議を重ね、活動のねらいや到達目標を明確にすることができた。保育士が共有することによって、活動の運営は円滑になり、新たな到達目標を達成することができるのではないかと考える。そして、できなかったことを数える姿勢ではなく、今できることを考えなければならぬという協力体制を、より強固なものにしていく必要があるのではないかと考える。

地域への貢献は、コロナ感染のリスクを鑑み中止した。しかし、この活動は、保育所を認識してもらう契機となるため、今後、①時間区分を分ける、②定員を設ける、③予約制にするなどの対策を検討し、実施していくことが必要であると考えられる。

職員の研修は、当初、コロナ感染のリスクを鑑み中止していた。しかし、遠隔会議システムなどを使用して、一部の研修を行うようになってきている。研修は、保育の質を向上させる上で重要なことであるため、開催方法や運営方法を熟考し、新たに開設する研修や講座の要望も提出していかなければならないと考える。

VI. まとめと課題

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの中で、日本の社会活動は、様々な制約を受けることとなった。そして、「保育所等は開所し続けてよかったのか」と問われると、明確な回答はできない。しかし、制約を受けることにより、保育所における保育士の協力体制を構築することができたり、活動に対する内容や運営方法を検討することができたりした。また、新たな様式と新たな発見をとおして「新しい保育」が生まれたと言っても過言ではない。

今後、コロナによる様々な制約により、子どもへの影響として考えられるものを課題として挙げる。

まず、保育士や保護者がマスクを着用することによって、口の動きを捉えることができないことから、言葉の獲得や発達に影響があるのではないかと懸念される。また、相手の気持ちへの気づきに遅れが出るのではないかと懸念される。この2点には、保育士や保護者が、目の表情を豊かにし、明確に聞き取ることができる発音で、言葉を発することが重要となる。

次に、異年齢の子どもと交流する機会が減少したことによって、人間関係の構築や社会生活の基本に対する理解不足が生じるのではないかと懸念される。この点には、時期を考慮しながら、子どものみならず様々な年齢層と関わる体験が必要となる。

さらに、保育の環境を改善するための課題を挙げる。

保育士は、活動を行うために様々な対策と運営方法を検討してきた。しかし、環境は異なっても「保育の中で行う活動」であり、「活動に向けての保育」とならないように留意しなければならない。この点には、保育士の中で検討、議論する時間を要する。そして、保育の質の向上に努めなければならない。

この先、コロナの収束や終息は見えない。しかし、社会情勢を含むコロナの状況を鑑み、子どもに接していくことが必要となる。そして、近い将来、「コロナだったから」という言い訳のようなことを口にすることがないように、今の保育を充実させていかななくてはならないと考える。

注・文献

- 1) 鎮目雅人 (2021) : 感染症の歴史から何を学ぶか? : 明治大正期の日本の経験を踏まえて, 経済研究, 72 (3), 岩波書店, 東京, 209-227.
- 2) 朝野和典 (2021) : 社会を変えた感染症と医療の歴史 (第1回) 感染症とは何か, 保健の科学, 63 (1), 杏林書院, 東京, 47-52.
- 3) 岡部信彦 (2021) : 社会を変えた感染症と医療の歴史 (第2回) 伝染病予防法から感染症法へ, 保健の科学, 63 (2), 杏林書院, 東京, 117-121.
- 4) 濱田篤郎 (2021) : 社会を変えた感染症と医療の歴史 (第4回) 中世のペスト流行, 保健の科学, 63 (4), 杏林書院, 東京, 265-270.
- 5) 谷口清州 (2021) : 社会を変えた感染症と医療の歴史 (第6回) スペインかぜと新興感染症によるパンデミック, 保健の科学, 63 (6), 杏林書院, 東京, 409-414.

- 6) 金子 明 (2021) : 社会を変えた感染症と医療の歴史 (第7回) マラリア対策の歴史, 保健の科学, 63 (7), 杏林書院, 東京, 477-485.
- 7) 中村安秀 (2021) : 社会を変えた感染症と医療の歴史 (第3回) 新型コロナウイルス感染症とWHOの役割, 保健の科学, 63 (3), 杏林書院, 東京, 189-194.
- 8) 厚生労働省告示第117号 (2017) : 保育所保育指針〈平成29年告示〉, フレーベル館, 東京.